

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和6年9月24日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

記

- 議案第30号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第33号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第34号 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について
- 議案第35号 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について
- 議案第36号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について
- 議案第37号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業権利移転）について
- 議案第38号 農用地利用計画の変更について（協議）
- 議案第39号 刈谷市中部地区の農業の振興に関する計画案について（協議）
- 報告第28号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報告第29号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

出席者 加藤彰夫 ほか12名

午前10時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記2名を指名する。

議事録署名者 5番 加藤 ふく子 委員 7番 塚本 忠 委員

議 事

議 長 始めに、議案第36号及び議案第37号を上程します。

なお、私、加藤彰夫は農業委員会等に関する法律第31条の規定により退席いたします。退席中の議事進行は杉浦俊広会長代理にお願いいたします。

杉浦俊広
委 員

それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局

それでは、お手元の議案書に基づきましてご説明申し上げます。
8 ページをご覧ください。

議案第 3 6 号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号 1 4〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（利用目的）

田

（期間）

令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 1 6 年 1 月 3 1 日まで

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

議案第 3 7 号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業権利移転）について

〔整理番号1〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(現借受人)

●●●●

(利用目的)

田

(期間)

令和6年11月1日から令和14年11月30日まで

本議案については、中間管理機構を介して契約しているため、解約せず賃料や期間等の契約内容はそのままに、借受人のみを変更するものです。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

以上です。

杉浦俊広
委 員

議案についてご審議をお願いします。
上程議案について異議質問等ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

杉浦俊広 異議なしと認め、議案第36号及び議案第37号を原案通り決定し
委員 ます。

議長 次に、議案第30号から議案第35号まで、議案第38号及び議案
第39号並びに報告第28号から報告第30号までを一括上程し、事
務局に説明を求めます。

事務局 引き続き、お手元の議案書に基づきましてご説明申し上げます。
1ページをご覧ください。

議案第30号

農地法第3条の規定による許可について

〔受付番号10〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のためとの事由により、所有権を移転するものです。
申請地取得後の経営面積は72aとなり、農地法第3条第2項各号
には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

〔受付番号11〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

農地管理効率化のためとの事由により、所有権を移転するものです。申請地取得後の経営面積は3 a となり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2 ページをご覧ください。

議案第31号

農地法第4条の規定による許可申請について

[受付番号2]

(所在及び面積)

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

離れ建築

申請地は、富士松図書館の西約900 mのところに位置していません。農地区分は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であるため、第3種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて妻と2人で暮らしており、この度娘夫婦2人が同居することになりましたが、現状の建物では4人で暮らすには手狭であったため、敷地内に新たに離れの建築を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、離れ1棟53.82

m²を建築したく、本申請に及んだものです。

また、都市計画法建築許可については建築課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

3 ページをご覧ください。

議案第 3 2 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について

[受付番号 1 0]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

駐車場

申請地は、富士松中学校の北西約 3 5 0 m のところに位置しています。農地区分は、富士松支所を中心とし、申請地までを半径とする円で囲まれる区域の宅地割合が 4 0 % を超えるため、第 2 種農地と判断致しました。

申請人は、東境町に本社を置き、試作鋳金業を主な事業とする法人です。現在申請人の敷地にて、子会社が工場の建築及び駐車場の整備を予定していますが、申請人の既設工場の立地上、貨物車が路上停車することが多く、警察より指導されることもあったため、駐車場整備予定の場所を貨物車の積載スペースとしたことで、近接地にて新たな従業員用駐車場の整備を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、本申請地の所有者より譲り受けられる旨の回答を得られることができたため、駐車場907㎡を整備したく、本申請に及んだものです。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和6年8月5日付けで、農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。

4ページをご覧ください。

議案第33号

相続税の納税猶予に関する適格者証明について

[受付番号5]

(所在及び面積)

●●●●

(相続人)

●●●●

(被相続人)

●●●●

(納税猶予区分)

相続税

(納税猶予発生日)

令和6年4月26日

(事由)

納税猶予適用のため

[受付番号6]

(所在及び面積)

●●●●

(相続人)

●●●●

(被相続人)

●●●●

(納税猶予区分)

相続税

(納税猶予発生日)

令和6年5月12日

(事由)

納税猶予適用のため

5ページをご覧ください。

[受付番号7]

(所在及び面積)

●●●●

(相続人)

●●●●

(被相続人)

●●●●

(納税猶予区分)

相続税

(納税猶予発生日)

令和6年1月27日

(事由)

納税猶予適用のため

6ページをご覧ください。

議案第34号

生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

[受付番号6]

(所在及び面積)

●●●●

(主たる従事者)

●●●●

(申請人)

●●●●

(根拠法令)

生産緑地法第10条

(原因)

死亡(令和6年6月21日)

[受付番号7]

(所在及び面積)

●●●●

(主たる従事者)

●●●●

(申請人)

●●●●

(根拠法令)

生産緑地法第10条

(原因)

死亡(令和5年10月9日)

7ページをご覧ください。

議案第35号

農用地利用集積計画(利用権設定関係)について

[整理番号26]

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(利用目的)

田

(期間)

令和6年10月1日から令和10年11月30日まで

以下、「整理番号27」まで申し出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

10ページをご覧ください。

議案第38号

農用地利用計画の変更について（協議）

〔変更内容 除外〕

〔整理番号1〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

公園用地

申出地は、住吉小学校の南約150mのところに位置しています。
農地区分は、住宅・店舗等が連たんしている区域に隣接する区域に
あり、その規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判

断致しました。

申出人は、刈谷駅南側エリアにおいて、行政機関、福祉・保健・医療関係及び文化関係の施設を整備しており、各施設の再編・機能拡充を一体的に実施するため、新たな公園の整備を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、今後の農業経営に支障が少ない申出地にて、公園用地とテニスコート6面分、11,510.43㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

[整理番号2]

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

駐車場

申出地は、小垣江東小学校の東約10mのところに位置しています。農地区分は、住宅・店舗等が連たんしている区域に隣接する区域にあり、その規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断致しました。

申出人は、大阪市に本社を置き、集団給食業を主な事業とする法人です。申出人は、現在小垣江東小学校の敷地内にて総合給食サービスを展開していますが、同敷地内の特別支援学校の教員用駐車場確保による区画数の削減及び刈谷高校の中高一貫校化に伴う従業員の増員に対応するため、新たな駐車場の整備を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、今後の農業経営に支障が少ない申出地にて、駐車場28台分、584㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

11ページをご覧ください。

議案第 39 号

刈谷市中部地区の農業の振興に関する計画案について（協議）

この計画につきましては、平成 12 年 3 月に施行された「農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律」を踏まえて定められた国のガイドライン及び県の指導に基づいて定めるものです。ほ場整備や埋め立て等を「面的」な整備というのに対し、パイプライン化などを「線的」な整備といいますが、このような線的整備が完了後 8 年を経過していない区域の土地を除外するに当たっては、通常の農用地利用計画のほか、市の計画において、その種類、規模、位置を定める必要があります。

下表の案件は、さきほど議案第 38 号整理番号 1 として農振除外について協議したのですが、かんがい排水事業西井筋地区の受益地となっています。本事業は現在施工中であり、工事完了後 8 年未満であるため、本計画を定めることとし、農業委員会に協議するものです。

12 ページをご覧ください。

報告第 28 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

〔受付番号 18〕

（所在及び面積）

●●●●

（届出人）

●●●●

（転用事由）

住宅建築

以下、〔受付番号 20〕まで届出がありましたので、ご報告申し

上げます。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

13 ページをご覧ください。

報告第29号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

〔受付番号60〕

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

共同住宅建築

以下、16 ページ〔受付番号73〕まで届出がありましたので、ご報告申し上げます。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

17 ページをご覧ください。

報告第30号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

〔整理番号9〕

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(解約通知日)

令和6年8月7日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

耕作者変更のため

以下、22ページまで通知がありましたので、ご報告申し上げます。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。
以上で説明を終わります。

議長 上程議案、並びに報告について、ご審議をお願いします。
上程議案、並びに報告について、質問等ありませんか。

杉本常男 委員 議案第30号受付番号11について、申請事由の農地管理効率化のためとありますが、どのような意味ですか。また、申請面積が330㎡で取得後の面積が3aとのことですが、申請者は自己所有の農地を持っていないのですか。

事務局 申請者の二人は親族関係にあり、農地の所有者は豊田市に住み、譲受人は申請農地の近くに住んでいます。以前より申請農地は譲受人が耕作しており、所有者より相続発生後に引き続き耕作できなくなる可能性があるため、生きているうちに譲渡したいとの希望があったため、申請に至ったものです。また、譲受人は地目山林の土地を申請農地の隣に所有しており、そこに物置を設置し農機具等を管理し、申請農地と一体で利用しています。

塚本 忠 議案第32号受付番号10について、転用事由が駐車場とありますが、現場は工場を建築しているように見えます。どういうことでしょうか。

事務局 工場を建築している場所と、今回の申請地は別の場所です。申請内容については、申請者が現在既存の駐車場に工場を建築しており、その建築によって不足した駐車場を新たに確保するものです。

杉本常男 議案第31号受付番号2について、離れ建築との理由ですが、既存の敷地と一体で利用するため、転用面積が24㎡と小さいのですか。

事務局 その通りです。実家の敷地と分家の敷地の間に農地が少し残っており、実家の離れを建築する際に既存の敷地だけでは手狭であったため、申請農地を含め計画したとのこと。

杉本常男 議案第38号整理番号1についてですが、計画地の中に遊休農地がある場合の対応はどのようにしますか。また、該当事項に10ha未満の農地とありますが、申請面積が11haとあります、間違っていないですか。さらに、住宅・店舗等が連たんしている区域に近接している農地とありますが、川を挟んでいるのに近接と言えるのでしょうか。

事務局 計画地の中の遊休農地については、用地買収との兼ね合いがあるため、遊休農地として通知を送ることはしません。また、今回の申請面積は約1.1haのため10ha未満であります。さらに、2種農地の判断基準に市街地と同程度の区域より500m以内にある10ha未満の農地との解釈があるため、川を挟んでいても問題ありません。

神谷友裕 議案第37号について、農地中間管理事業とは何ですか。このような形をとらなければいけないのですか。

事務局 愛知県農業振興基金がいわゆる農地中間管理機構であり、その事業は、渡人と受人の間に農業振興基金が転貸人として入り、三者で契約するものです。この契約の形は現状相対との選択制となっていますが、令和7年度以降から相対がなくなり、農地中間管理事業のみとなります。

近藤庄次 令和7年度以降から変更と言われましたが、今年の11月の更新についてはどのような対応になりますか。

事務局 今年度中の契約については相対でも問題ないです。あくまで、令和7年度以降に新規や更新の契約をする場合からの運用になります。

神谷友裕 中間管理事業にするメリットはありますか。

事務局 耕作者が大規模にやっている場合は、耕作者が個別に賃料を地主に払う必要がなく、機構がまとめて振込手続きを行ってくれます。また、中間管理事業の受け手は地域の担い手になるため、農地の集積集約化につながります。

加藤彰夫 令和7年度から窓口は変わりますか。

事務局 今までどおり農政課で対応します。

議長 質問等なければ、上程議案、並びに報告につきまして採決をいたします。

議案第30号から議案第35号まで、議案第38号及び議案第39号並びに報告第28号から報告第30号までを原案のとおり可決する

ことにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第30号から議案第35号まで、議案第38号及び議案第39号並びに報告第28号から報告第30号までを原案通り決定します。

議 長 本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午前10時45分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 _____

5 番 _____

7 番 _____

本会議に参加した者

事務局長 近 藤 浩

係 長 山 中 裕 三

主任主査 鈴 木 雅 博

主 事 須 田 裕 介